

平成 17 年（ワ）第 87 号、平成 18 年（ワ）第 16 号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

## 準備書面（18）

鑑定の要否に関する被告ら補足意見

（原告ら準備書面（13）を受けた補足意見）

平成 18 年 10 月 20 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸 純



### 第 1 本準備書面の目的

- 1 今般、原告らから提出された平成 18 年 10 月 10 日付原告ら準備書面（13）において、原告らは、「水田水の中のカラシナ・ディフェンシンの濃度は、免疫測定法の検知下限以下と考えられ（第 6）」との主張に及んでいる。
- 2 しかしながら、上記主張は、「本件 GM イネからカラシナ・ディフェンシンが常時多量に流出する」という原告らのこれまでの主張ないし立場とは全く矛盾したものである。
- 3 この点に関し、被告は、このような点を明らかにしつつ、現在、検討されている鑑定（以下、「本鑑定」という）の要否につき、補足意見を述べる。

### 第 2 本鑑定の趣旨

- 1 そもそも本鑑定は、「本件 GM イネ本体から水田水へのカラシナ・ディフェンシン常時大量流出の有無」及び「補完的に茎葉からのカラシナ・ディフェンシンの常時大量流出の有無」をそれぞれ確認した黒田実験を第

三者の手で確認する、というのが趣旨ないし目的であったことは貴庁においても明らかであり、原告らも争わないと思われる。

- 2 本鑑定は、免疫測定法により水田水（や茎葉）にカラシナ・ディフェンシンが含まれているかどうかを確認するものであるが、実験の技術的な性格上、極めて微量の場合は検出できないことから、検出できずという結果が出た場合には、ゼロか極めて微量のいずれかと判断すべきであることは、科学的判断としては当然の事柄である。

### 第3 水田水調査実験に対する原告らの論難

- 1 今回、免疫測定法で行う実験のうち、水田水調査実験に関し、原告らは、カラシナ・ディフェンシンの量と水田水の量からみてカラシナ・ディフェンシンの濃度が低いことから、検出限界以下であるなどと主張しているようである（原告準備書面（13）の第6）。
- 2 原告らの主張の具体的根拠は上記準備書面上明らかにされていないが、被告が実施した二つの既出実験を前提に推定したことは明らかである（これらの実験以外に、原告らの判断根拠ないし材料は見出せない）。

### 第4 検知下限以下のカラシナ・ディフェンシン流出があった場合におけるカラシナ・ディフェンシン量について

- 1 まず、平成17年9月の既提出黒田実験（免疫測定法。以下、「乙19号証実験」という）の結果によると、本件GMイネ株元の水田水1マイクロリットル（マイクロは10の-6乗を意味する。なお、原液では検知不能との判断から、実験においては一千倍に濃縮した液を使用している。）からはカラシナ・ディフェンシンが検出されていない。
- 2 一方で、平成18年5月の既提出黒田実験（乙19号証実験と同様、免疫測定法によるもの。以下、「乙25号証実験」という）の結果によると、5マイクロリットルの河川水に25ナノグラム（ナノは10の-9乗を意味する）のカラシナ・ディフェンシンが溶けている場合、カラシナ・ディフェンシンの検出が確認されている。
- 3 このように、乙19号証実験と乙25号証実験は同様の免疫測定法によっていることから、乙19号証実験によるカラシナ・ディフェンシンの検知限界は高くとも25ナノグラムであることが明らかとなっている（濃度は高くとも1ミリリットルあたり25ナノグラムである）。
- 4 ところで、これまでも被告から示しているとおり、また、原告も認めているとおり、ダイコンの種子一粒からは、発芽時に、約1マイクログラムのダイコン・ディフェンシンが生産され、土壤に流出する。
- 5 ダイコンの種子の径は3ミリメートル程度であり、また、種子は土壤中に存在することから、流出したダイコン・ディフェンシンは、種子のご

く表面にとどまるものと推定される。そして、種子を中心とする周囲1立方センチメートルにディフェンシンが流出すると仮定した場合、1立方センチメートルにおけるダイコン・ディフェンシン濃度は、1ミリリットルあたり1マイクログラム（1000ナノグラム）となり、水田水の株元濃度の40倍もの濃さとなる。

- 6 すなわち、万が一、原告ら主張のとおり、本件GMイネの株元の水田水にカラシナ・ディフェンシンが流出していたとしても、その量や濃度はゼロないし極小量であり、自然界に存在するディフェンシンと比べてはあるかに少ないことは明らかである。
- 7 以上のとおり、原告らが主張として掲げてきた「カラシナ・ディフェンシン常時大量流出論」に根拠がないことは、鑑定を行うまでもなく明白なのであり、原告らとしてもこれを争う趣旨ではないことは、今般、原告ら準備書面（13）により明らかとなつた次第である。

## 第5 結び

被告としては、「カラシナ・ディフェンシン常時大量流出論」を原告ら自らが否定する以上、鑑定を実施するまでもなく、早急に結審の上、しかるべき判決を賜りたく本主張するものである。

以上